

【50】社員の同居者が濃厚接触した場合の対応

経営者・総務人事担当者みなさま、社員の同居者が濃厚接触者となった場合に、社員が出勤できる目安は作成していますでしょうか？

1. 課題の背景：

これまでよりも感染性の高いデルタ株への置き換わりが進み、いつ、誰が感染してもおかしくない状況です。その中で、「社員の同居者が濃厚接触になった場合に社員を出勤させてよいのか？」といった声が現場からよく出ます。リスクを過大に評価することで、感染者や濃厚接触者となった従業員に必要以上に大きな負担を強いることもあります。そこで、48回目の情報配信「濃厚接触者・感染者が安心して職場に戻るために」に加えて、社員の同居者が濃厚接触者になった場合の対応についても目安を作成しましょう。

2. 企業でできる対策

- 社員の家族に濃厚接触者が出た場合の家庭内の感染予防について社内に向けてアナウンスする
- 社員の同居者に濃厚接触者が出た出勤の目安を準備する
- 自宅待機期間の勤務の取り扱いについて社内ルールを決める

**1) 社員の家族に感染者・濃厚接触者が出た場合の家庭内の感染予防について
社内に向けてアナウンスする**

厚生労働省からは「濃厚接触者の濃厚接触者」は「外出制限、出勤制限は不要である」との見解が出されています。しかし、家庭内における感染の確率が高いため、同居者が感染していると従業員が感染する可能性が高くなります（参考資料1）。家庭内の感染予防について、厚生労働省から注意事項が出されていますので、社内でアナウンスしましょう（参考資料2）。

なお、同居者が完全に感染している可能性がなくなるのは、濃厚接触日（感染者との最終接触日）から14日後です。そのため、同居している社員についてもその14日間は感染する可能性があります。

- 濃厚接触者である同居人の濃厚接触日（感染者との最終接触日）から14日間は、部屋を分けるなど家庭内でも接触を最小限とする
- 濃厚接触者である同居人の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
- できるだけ全員がマスクを使用し、小まめに手洗いをする
- 日中はできるだけ換気をする。
- 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- 汚れたりネン、衣服を洗濯する

2) 社員の家族に濃厚接触者が出た出勤の目安を準備する

濃厚接触者となった社員の同居者は保健所によるPCR検査（行政検査）を受けることになります。検査結果が陽性であれば社員本人が同居者の濃厚接触者になりますので、同居者との最終接触日から14日間の自宅待機が求められます。

同居者のPCR検査が陰性または不明の場合につき、①社員が無症状の場合②社員に症状がある場合の2つのパターンに分けて対応・復帰時期の目安を示します。

① 社員が無症状の場合

a) 同居者が無症状の場合

家庭内での感染予防対策を徹底して出社することは可能です。

b) 同居者に症状がある場合

同居者が感染している可能性がありますので、保健所による PCR 検査結果あるいは医療機関の診断が判明するまでは社員は自宅待機とし、新型コロナウイルス感染症に否定的な結果が判明したら、感染対策を徹底した上で出社を可能とすることが望まれます。

② 社員に症状がある場合

同居者の状況にかかわらず、まずは出社を控え、速やかに医療機関を受診することを勧めましょう。

a) 新型コロナウイルス感染症が医師の判断で否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している状態を確認して復帰させることは可能です。

b) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していることが否定できないと判断された場合には、以下の基準に基づいた職場復帰とすることが望まれます。

<職場復帰の目安>

- ・症状が出現してから少なくとも 8 日が経過している。
- ・解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており、発熱以外の症状が改善傾向である。

従業員及び従業員の同居者が感染者・濃厚接触者となった場合などの、出社や自宅待機に関する判断の目安をまとめた表を以下に示します。

		社員が									
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した (PCR検査の結果が陽性)					
		症状 (-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)				
社員の同居家族が	濃厚接触者ではない	(-)	出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを主とする。例外で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。	自宅待機	出社不可 ①「職場復帰の目安」②の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ③発症後(ないし、診断確定後)に少なくとも10日が経過している。 ④解熱後に少なくとも72時間が経過しており ¹⁾ 、発熱以外の症状が改善傾向である ²⁾ 。					
		(+)									
	濃厚接触者である	(-)	出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を控らせる。	自宅待機 ④「職場復帰の目安」 ⑤解熱後に少なくとも8日が経過している。 ⑥発熱後に少なくとも72時間が経過しており ¹⁾ 、発熱以外の症状 ²⁾ が改善傾向である。	自宅待機			出社不可 ①「職場復帰の目安」②の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ③発症後(ないし、診断確定後)に少なくとも10日が経過している。 ④解熱後に少なくとも72時間が経過しており ¹⁾ 、発熱以外の症状が改善傾向である ²⁾ 。			
		(+)									
	感染した (PCR検査の結果が陽性)	(-)	出社不可		自宅待機					出社不可 ①「職場復帰の目安」②の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ③発症後(ないし、診断確定後)に少なくとも10日が経過している。 ④解熱後に少なくとも72時間が経過しており ¹⁾ 、発熱以外の症状が改善傾向である ²⁾ 。	
		(+)									

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

表：勤怠に関するマトリクス（参考資料3より）

3) 自宅待機期間の勤務の取り扱いについて社内ルールを決める

同居者が濃厚接触者になった場合に、社員が自宅待機する期間はときに長期になることもありますし、出社する際の目安が複雑になることもあります。従業員が安心して休めるように、あらかじめ自宅待機期間の勤務の取り扱いルールを定めましょう。休業期間中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合い、従業員が安心して休むことができる仕組みを整えていただくことをご検討ください。詳しくは、厚生労働省の「労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）」をご参照ください（参考資料4）

3. 関連情報リンク・参考情報：

- 1) SARS-CoV-2 の家庭内 2 次感染リスクの推定（日経ビジネス）
<https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/report/t344/202101/568530.html>
- 2) 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html
- 3) 職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル（日本産業衛生学会）
<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=444>
建設業における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル
<https://www.sanei.or.jp/images/contents/444/COVID19MANUAL3-CONSTR.PDF>
- 4) 新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

文責：五十嵐 侑（五十嵐労働衛生コンサルティング合同会社）

※本文章は、産業医有志グループ（今井・櫻木・田原・守田・五十嵐）で作成しました。和田耕治先生（国際医療福祉大学・公衆衛生学教授）のサポートも受けております。今後も経営者・総務担当者向けに必要な感染拡大防止策情報を随時配信させていただきます。本情報は著作権フリーですので、ぜひお知り合いの経営者に拡散をお願いします。

※本内容に関するご意見・ご要望は、covid-19@ohsupports.com までお寄せください。

※これまでに配信しましたバックナンバーは、<http://www.oh-supports.com/corona.html> をご参照ください。